

建築物の所有者・管理者の皆様へ

令和5年3月から

特定建築物等の定期報告が

オンラインで可能となりました！



24時間提出可能

窓口への来庁不要

様式の印刷不要

提出方法など詳細はHPをご覧ください

建築物 定期報告 検索



【広島県が所管する以下の市町が対象です】

竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

